

改元ならびに 10 連休に伴うお客様へのお知らせとお願い

天皇陛下の御退位および皇太子殿下のご即位に伴い、4月27日（土）から5月6日（月）は当組合も10連休となります。つきましては、お客様へのお知らせとお願いをご案内いたします。

改元に伴うお知らせ

手形・小切手

・「平成」と記載されている手形・小切手は、5月1日（水<祝日>）の改元後にもご使用いただけます。そのままご使用いただく場合は「平成31年」とご記入下さい（例：平成31年6月1日）。

・新元号へ訂正することも可能ですが、その場合は「平成」に二重線を引き「令和」とご記入下さい。訂正印は不要です。

【訂正方法】

令和
~~平成~~ 年 月

「平成」と表記された帳票類

・5月1日（水<祝日>）の改元以降も「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけます。そのままご使用いただく場合は「平成31年」とご記入下さい（例：平成31年6月1日）。新元号に訂正される場合の訂正方法は手形・小切手の場合と同様です。

10 連休に伴うお知らせとお願い

・**現金はお早めにご準備下さい。**10連休中も当組合 ATM・キャッシュカードはご利用いただけますが、利用状況によっては現金切れ等により入出金ができなくなる可能性があります。

キャッシュカード未発行のお客様におかれましては、連休中に大金を出すことが出来ないため、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

・**連休前後を指定日とする総合振込・給与振込、口座振替等**につきましては大変お手数ですが、早めのデータ作成・持込をお願いします。

・**お振込、税公金の納付などは連休前にお早めにお手続下さい。**

10 連休中の緊急連絡先について

・キャッシュカード・通帳・印鑑をなくされたときは
信組ATMセンター：047-498-0151（24時間受付）

※当組合ATMコーナー設置のオートホンからもお掛けいただけます。